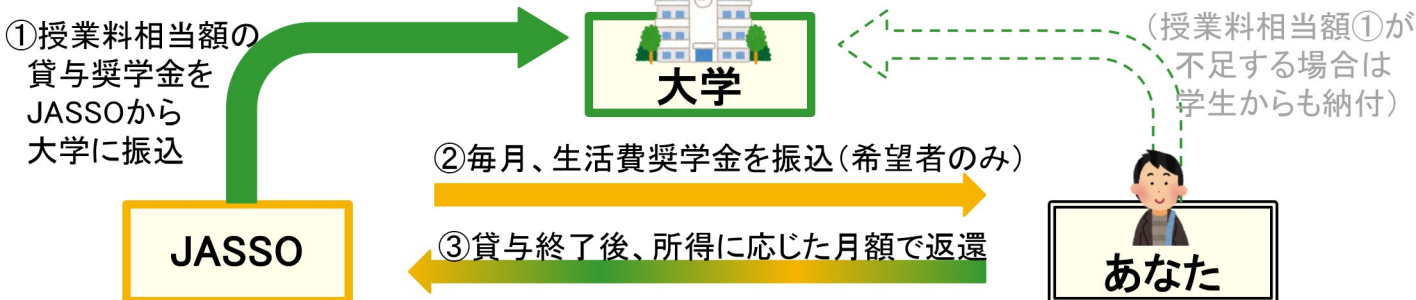


令和6年度春に修士段階に入学した方へ

貸与奨学金の
新制度

「授業料後払い」制度が始まります！

- 奨学金を直接学校に振り込んで授業料に充てることができ、これとは別に生活費として奨学金を毎月受け取れる新たな制度です。
- 授業料の支援は学校に直接振り込まれるため、支払いのためにまとまった資金を用意する負担が減少します。
- 貸与終了後、返還が必要です(無利子)。



授業料の支援額	国公立：最大535,800円、私立：最大776,000円(年間)
生活費の支援額	月額2万円、4万円から選択(受けないことも可)
貸与終了後の返還方法	所得に応じて返還額を決定(年収が300万円程度になるまでは2,000円) 返還者本人に子がいると、返還月額が減額 保証制度は機関保証のみ(人的保証は選択不可) 「特に優れた業績による返還免除制度」の利用可 (ただし、令和6年度春入学者は返還免除内定制度適用不可)

令和6年度から募集を開始します

対象者	令和6年度春に修士段階に入学した方のうち、 ・学部等時代に修学支援新制度(機構の給付奨学金と授業料等減免による制度)を利用して、かつ、 ・学部等を卒業後、就労等を伴わずに入学した方 対象になるか等、手続きの流れは在籍の大学院にご確認ください。
募集時期	令和6年9～10月頃に、学校を通じて募集します。 採用後は4月まで遡って支援され、最速で11月に振込開始します。 ただし、先に学校に納付済みの授業料相当額は支援されません。
利用検討の際の注意点	・令和6年度春入学者向けの募集は、上記時期の1回のみです。 ・「第一種奨学金」を利用した場合は本制度を利用できません。 ※このため、予約採用で「第一種奨学金」の採用候補者になった方で同奨学金の進学届を提出した方や、令和6年春の在学採用で「第一種奨学金」に採用された方は、本制度を利用できなくなります。

第一種奨学金と「授業料後払い」制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

「授業料後払い」制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額

50,000円
または
88,000円

年間の振込総額(例)

600,000円 ~
1,056,000円

授業料の貸与

【国・公立】
最大535,800円/年
【私立】
最大776,000円/年

生活費の貸与

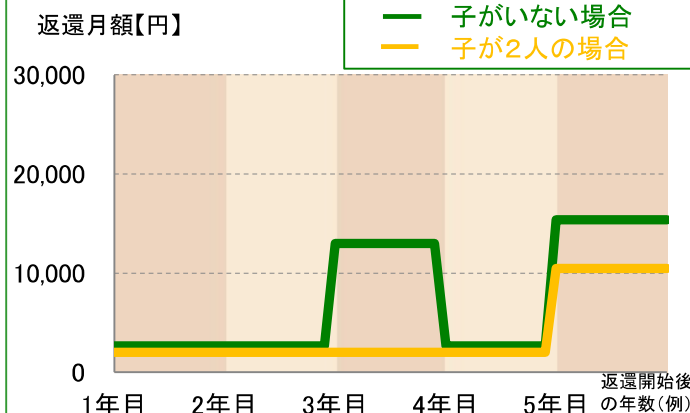
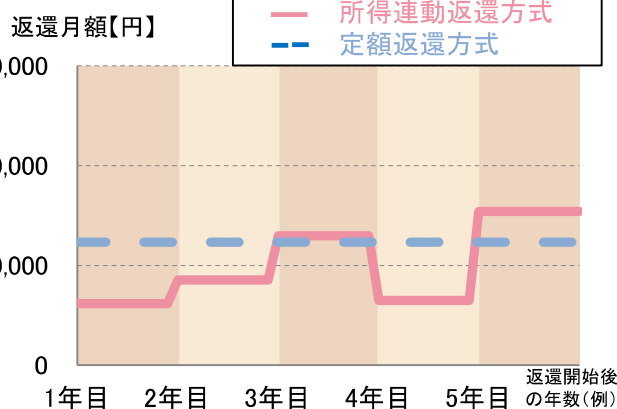
20,000円
または
40,000円

年間の振込総額(例)

【国・公立】 年間最大 1,015,800円
【私立】 年間最大 1,256,000円

- ・「授業料後払い」制度では、授業料相当額は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- ・保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

～貸与終了後の返還～



※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※「授業料後払い」制度においても、博士課程に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。